

景愛寺の沿革

——尼五山研究の一齣——

はじめに

尼寺の本体は、寺ではなく、寺主であると云われる。

たとえば、男僧の場合、得度及び入寺とは、その寺門に入り法燈を承けつぐことを意味する。しかし、尼僧の場合は多少異なっていて、尼寺というのは出家した女人の居所という意味が強い。特に、高貴な出自の女人が出家すると、その居所は、宗教的なものと御所的なものとの二つの性格を兼ね具え、その呼称として俗生活の場の称号をそのまま使用することが多かった。後深草天皇皇女姪子内親王（遊義門院）は、出家後嵯峨今林の地に居住して今林殿と称され、同天皇皇女姪子内親王（陽徳門院）も、同じく出家して伏見の入江の里に住み、入江殿と称された如きである。

是沢恭三氏も指摘されているように、以上の如く居所の名称が寺の呼称となっていることから考えると、尼寺は寺主を中心として成立した寺

院であるから、寺主が不在になると廃絶してしまうものが多かった。⁽¹⁾

ところが、本稿でとりあげる景愛寺の場合は、事情を異にするようである。同寺は、無外如大が仏光国師（円覚寺開山無学祖元）の門に入り、弘安八（一二八五）年に創建したと伝えられるが、約二百年後の明応七（一四九八）年に堂宇は焼失した。しかるに、爾後堂宇が再建されなかったにもかかわらず、その名跡は子院によって相承され、明治時代初期にまで至る。

景愛寺が、寺宇の焼失後、寺としての実体がなくなったにもかかわらず、その名跡が後代まで伝えられたのは、一体どのような理由によるのであろうか。そのことの意味を明らかにすることによって、尼寺の一つのあり方を解明出来るのではあるまいか。しかし、景愛寺については、従前簡単な解説的記述が若干存するのみで、同寺の沿革を正面からとりあげて研究したものは現在まで見当たらない。そこで、まず景愛寺の創建、及び堂宇焼失の前・後と三期に分け、同寺住持職を通じて右の問題を考えてみよう。

荒 川 玲 子

一 景愛寺の創建

景愛寺の沿革等についてのまとまった史料は存在しない。しかし、景愛寺に関係深い大聖寺が所蔵する『大聖寺之記』・『嶽松山大聖尼寺通代伝系録』（以下『大聖寺伝系録』と略称）、同じく景愛寺と関係の深い宝鏡寺が所蔵する『尼五山景愛寺伝系西山宝鏡寺通代系譜事蹟』（以下『宝鏡寺事蹟』と略称）等により、景愛寺の歴史の一端をたどることができる。⁽²⁾そこでまず『宝鏡寺事蹟』によって景愛寺の沿革を要約して記すと、次の通りである。

- (一) 開基無外如大は別号無着、幼名を千代野、長じて賢子と称した。秋田城介安達泰盛の女で、金沢顯時の後室である。その娘は、足利尊氏の父である貞氏に嫁した。
- (二) 如大は、夫を失った後、出家して仏光国師の門に入り、上洛して洛北の松木島に資寿院を営んだ。
- (三) 弘安八（一二八五）年、如大は仏光国師の命をうけて五辻大宮に景愛寺を創建した。寺号は、仏光国師により「景^ニ仰^フ 仏姉母大愛道^ニ」を由来として命名された。
- (四) 上杉・二階堂等の諸大名が壇徒となった。寺地は北山准后藤原貞子の寄進である。
- (五) 同年（弘安八年）後宇多天皇は特に敕命を下されて、景愛寺を以て

京兆尼五山の甲位となし、紫衣を勅許された。

- (六) 如大は、永仁六（一二九八）年十一月二十八日入寂した。歳は七十六であった。

- (七) 如大が寂して二百年後、堂宇は兵火に罹って焼亡し、その後、再建されなかった。

- (八) しかし、如大派の法系と、景愛寺が尼五山の甲刹である称目は、宝鏡・大聖兩寺の住職が交互に朝廷より拝命して相続していった。

右により、景愛寺の沿革の概略はほぼ明らかになったと思うが、まず景愛寺の創建年次についていくつかの問題がある。

第一に、開基如大の出家の時期が不明である。但し、これは(二)に「夫を失った後」とあるから、後に述べるように弘安八年十一月以降と考えられる。

第二に、もしそのように考えると、(三)に記しているように、景愛寺の創建を弘安八年と考えてもよいかどうか。

第三に、(五)によると、同じく弘安八年に、後宇多天皇の敕命により京兆尼五山の甲位に定められたとあるが、この点に問題はないだろうか。

この他にも、仔細に言えば問題がないわけではないが、さしあたり右の三点を考えてみよう。

まず第一に、如大の出家の時期についてである。その手がかりは、いうまでもなく「夫を失った後」であるが、それは弘安八年十一月におこったいわゆる霜月騒動と深い関係があると考えられる。同騒動とは、如

大の父安達泰盛とその一族が、内管領平頼綱の讒言によって、北条貞時に滅された事件をいう。この時、如大の夫頭時も事件に連座して下総に流されるのであるが、⁽³⁾「夫を失った後」とあるのはこのことをさすのであろう。もとより「夫を失った後」といえば、まず死別を考えるのが常道であるが、もしそうだとすると、頭時は永仁元（一二九三）年に赦免され、正安三（一二三〇）年に死去したのに対し、⁽⁴⁾仏光国師は弘安九（一二八六）年九月に入滅しているから、⁽⁵⁾「夫を失った後」、出家して仏光国師の門に入り」とあるのと矛盾する。したがって「夫を失った」とは、霜月騒動によって夫頭時が配流されたことを指すものとする、如大の出家の時期は弘安八年十一月以降翌九年九月以前となる。

さて、そうしたとき、第二の問題であるが、はたして弘安八年に景愛寺が創建されたかどうかということが問題になろう。⁽⁶⁾四には幕府の重臣である上杉・二階堂両氏が壇徒となり、北山准后藤原貞子が寺地を寄進したという。『尊卑分脈』によると、貞子は大納言四条隆衡女・太政大臣西園寺実氏室である。周知のように、西園寺氏は、実氏の父公経以来代々関東申次の職を勤めてきた家柄であり、弘安八年当時は実氏の孫実兼がその職にあった。霜月騒動により冤罪ながら叛徒の中心人物とされた安達泰盛の女のために、関東申次の職にある家柄の一員が、事件の直後に寺地を寄進し、幕府の重臣が壇徒となって寺が創建されたとするのは、甚だ不自然に思えないだろうか。それよりも、平頼綱が誅されて安達一族の名誉が回復された永仁元（一二九三）年以後、⁽⁶⁾寺地が寄進さ

れ、景愛寺が創建されたと考えるのが穏当であろう。

右のように考えると、第三に、後宇多天皇が弘安八年に景愛寺を京兆尼五山の甲位に定められたとする記事にも信がおけなくなってくる。そのことは次の点からも証明出来る。尼五山の制定された年次ははっきりしないが、⁽⁶⁾五山のうち創立年次の明らかにされているものの中では、通玄寺の天授六（一三八〇）年が最も遅い開創であるので、五山の制定もそれ以後でなくてはならず、おそらく室町時代に入ってからと考えるべきであらう。すなわち、後宇多天皇の代にはまだ尼五山は制定されておらず、したがって景愛寺がその甲位に定められることはあり得ない。

以上のように、景愛寺の創建年次を弘安八年とする考えに疑問を提示したが、それでは何故『宝鏡寺事蹟』等に景愛寺の創建を弘安八年にしたのかが問われなければならない。もとより推測の域を出ないが、景愛寺の開基如大の出家及び如大が仏光国師の門に入った年次が弘安八年であったため、のち景愛寺伝の作成期に、寺の創建までも弘安八年にかけてしまったのではないだろうか。おそらく⁽⁷⁾にみえるように、仏光の門に入った如大は、上洛のち資寿院にあって仏道修業に励み、夫金沢頭時らの冤罪の晴れた永仁元（一二九三）年以降、如大の入寂する同六（一二九八）年までの間に、西園寺氏や関東の諸大名の助成を得て景愛寺を建立したのではないかと考えられる。そして⁽⁸⁾の後宇多天皇云々に関しては、寺地を寄進した藤原貞子が後嵯峨天皇皇后姞子の母であり、姞子は後深草・龜山両天皇の御母で、後宇多天皇は龜山天皇の御子であ

るという関係から書かれたのではないか。貞子は後深草・亀山両天皇の外祖母として歴代朝廷の厚く尊崇するところとなったが、このような朝廷と西園寺氏との関係により、朝廷が景愛寺に対し何らかの厚誼を示された可能性は十分に考えられる。

如大の入寂後二百年を経て、明応七（一四九八）年正月二十九日、景愛寺は焼失し、再建されなかった。しかし、景愛寺住持職の名跡は、明治年代まで連綿として承けつがれていったのである。

では、なぜ景愛寺の名跡は相統されていたのだろうか。その点を解明するために、まず、同寺の系譜を手がかりとして論を進めることにする。

一一 景愛寺系譜——寺宇焼失まで——

景愛寺の系譜は、前述したように、住持職の名跡を相統した大聖・宝鏡兩寺の系譜に記されている。ところで、兩寺の記述はほぼ同一であるが、兩寺の系譜とも疑問の点が多くみられる。これは室町時代末期の戦乱で兵火に罹ったり、天明の大火に類焼して、記録類を失ったことによるのであろう。景愛寺についていえば、明応七（一四九八）年焼失以前、応永二十八（一四二一）年にも罹災しているし、大聖・宝鏡兩寺も数度の火災に見舞われている。⁹⁾なお、本稿では景愛寺の問題解明の手段として大聖・宝鏡兩寺の系譜をたどるのであるから、大聖・宝鏡兩寺住

持の一人一人の系譜について言及することは避け、論を進める上で必要な箇所のみ触れることにする。

明治十（一八七七）年に大聖寺住持樋口慈綱尼が太政官に上申した「景愛寺略記左ニ申上候」と題する書類によると、¹⁰⁾

京兆尼五山第一等景愛寺之儀ハ、開山無外如大尼禪師、弘安八年創建ナリ、而シテ永仁六年如大尼寂後、住持相統五六代モ相経、寺宇兵火ニ焼失、爾後寺観再興ニアタハス、寺跡全ク廃亡候得共、從來尼五山ノ甲利ニ付、目計ハ朝廷ニ於テ立置カセラレ、如大法系ニ相羅ナル大聖宝鏡兩刹ノ住尼入寺ノ初度ニ勅旨、景愛寺住職ニ補任、紫衣降賜、依之兩刹開祖以来代々ノ住尼相互ニ景愛之寺目順次輪番昇級ノ一端ニ相シ来候、左景愛之目相帯ヒ候大聖宝鏡兩住尼ニ限り紫衣勅許、其余之尼利ハ紫衣着被禁止之勅規ニ御座候、とある。そこで、まず如大以後寺宇焼失まで、則ち寺宇が存在していた期間の景愛寺住持の系譜をたどってみよう。

『宝鏡寺事蹟』に記載の事項中より、景愛寺歴代の住持名とその出自を左に表記すると、

表(1) 景愛寺歴代

（『宝鏡寺事蹟』による）

代	数	住持名	出	自	備考
開	山	無外如大	安達	泰盛女	金沢頭時後室
二	世	月庭無忍	日野	資名女	
三	世	如空	日野	時光女	

四世	孤峯恵秀	日野政光女	宝慈院ニ居住、早世 景愛寺住職ハ列系ノミ
五世	東峰恵日	日野勝光女	
六世	華林恵厳	光厳天皇皇女	
前景愛 宝鏡寺開山	抱清院理秀	後小松天皇皇女	
前景愛 宝鏡寺二世	季光院理遠	称光天皇皇女	
前景愛 宝鏡寺三世	深思院理高	後花園天皇皇女	
前景愛 宝鏡寺四世	清居院理秀	後土御門天皇皇女	後円融天皇 母
前景愛 宝鏡寺五世	北山	日野資康女	
前景愛 宝鏡寺六世	桂林恵昌	不詳	
前景愛 宝鏡寺七世			

となる。もっとも、右の表(1)にはいくつかの問題があつて、この通りに理解することは出来ない。

次に、その問題点を指摘してみよう。

まず、第二世無忍についてであるが、無忍は日野資名の女であり、『日野家系譜』及び『尊卑分脈』によれば、大聖寺開祖玉巖悟心と同じ人物と思われる。『大聖寺伝系録』には、悟心が西園寺実衡孫女であり、実衡女の光厳天皇嬪某とは伯母姪の關係に当るとあるので、『宝鏡寺事蹟』や『日野家系譜』と合わないが、日野家出身の悟心は、或は養子關係などによって西園寺家と結びついていたのかも知れない。また、この悟心すなわち無忍は、『宝鏡寺事蹟』によると宝慈院に入室後景愛寺に

転じたとあり、『大聖寺伝系録』によると景愛寺より大聖寺に転じたとあつて、ともに景愛寺にいつ入退室したか時期を明らかにしていない。

ところで、『宝鏡寺文書』のうちに、観応元(正平五、一三五〇)年十二月、景愛寺雑掌の請により中御門禪尼光一の寄進した敷地を景愛寺をして管領せしめるようにとの光厳院の院宣が下されたという資料があるが、⁽¹¹⁾このことから考えると、おそらく観応元年には景愛寺に誰か住持が在任していたに違いない。ところが、第二世無忍は『尊卑分脈』によると弘和二(一三三二)年、『大聖寺伝系録』によると応永十四(一四〇七)年の入寂になつていたので、孰れにしても観応元年に無忍が在任していたとするのは少々不自然に思われる。すると、無忍の以前に誰かが在任していた可能性が考えられるのではないか。

それでは、無忍の前に在任者がいたとするならば、何故無忍を景愛寺第二世としたのだろうか。その理由として、たとえばその在任者の出自が低い場合等も考えられるが、おそらくは景愛寺が日野氏の強力な支援を得ていたからであらう。日野氏は西園寺氏との縁組により朝廷との關係を深め、他方足利氏とも姻戚となり、室町時代の貴族社会の力関係においては重要な位置にある家柄であつた。無忍は日野資名の子女であり、その後続いて日野氏の子女が三名も入室していることからみて、景愛寺が日野氏のなみなみならぬ後援を受けていたことが知られる。そしてそのことが、無忍の前に住持が在任していたかも知れないにもかかわらず、無忍を第二世として寺記に記録させることになつたのではない

か。

さて、無忍の後に、同じく日野家の子女が続いて入室していることは前に述べた。しかし、この日野家の子女に関して、前掲の系譜に疑問のある点を一括して述べておこう。

一は、第三世如空の出自であるが、『日野家系譜』及び『尊卑分脈』によると、時光女ではなく、重光女である。

二は、第三世から第五世までの日野家の子女と第六世惠厳との年代に矛盾のある点である。第三世如空の父日野重光の誕生が建徳元（一三七〇）年⁽¹²⁾で、寺伝によると惠厳の入寂は元中三（一三八六）年である。すると惠厳入寂の時には重光は十七才であり、その女が惠厳より先に入寺していることは不可能である。また第四・第五世とも同じ理由で世代に問題がある。すなわち、第四世惠秀の父日野政光は応永十九（一四一二）年⁽¹³⁾の誕生、第五世恵日の父日野勝光は永享二（一四三〇）年⁽¹⁴⁾の誕生であるので、どちらもその女が惠厳より先の代であるのはおかしい。

三は、宝鏡寺第二世より第五世までの四方の皇女についてである。後小松天皇皇女・称光天皇皇女は、現在までのところ該当する皇女が見当たらない。後花園天皇皇女・後土御門天皇皇女については後述するが、孰れも年代の点から第四・五世とするには疑問がある。後土御門天皇皇女には、景愛寺に入寺された方が二人あり、一人は後述の安禅寺応善で、これは追贈である。もう一人は清居院理秀で、系譜に記されているのはおそらくこの皇女のことと思われる。しかし、理秀は延徳元（一四八

九）年八月二十六日誕生（『御湯殿上の日記』、文亀元（一五〇一）年六月十四日得度して大慈院に入院（『実隆公記』・『言国卿記』）、後に宝鏡寺に転じ景愛寺を兼管（『大慈院上申』）したのであって、これでは寺宇焼失後の住持ということになる。

四は、第六世北山尼の出自の点である。右の記述によると、北山尼は日野資康女・後円融天皇妃・後小松天皇国母となっている。ところが、日野資康女で景愛寺に入室した人は『日野家系譜』・『尊卑分脈』によると足利義満室となった康子である。康子は応永十三年十二月二十七日、後小松天皇母儀通陽門院藤原厳子薨去により、同天皇准母と定められ、准三后宣下をうけたことが『荒暦』・『続史愚抄』等により知られる。康子が後に北山尼と称したことは『日野家系譜』等に記載がある。すると北山尼の出自についての右の記述は、藤原厳子との混同によるものであるろう。

寺伝の系譜にこのように疑問の点があるので、次に、実際に資料に現れた景愛寺住職の変動を表(2)にまとめた。この表で扱った最初の年次である応永七年以前に関しては、資料を見出すことが出来なかった。

この表(2)から指摘出来る問題点の第一は、かなりの頻度で住持の交替が行われていたことである。第二に、その在任期間はあまり長くない。真乗寺瑞室の場合は一年、陽寧院某の場合もほぼ一年、本光院の場合は再任で半年である。そして第三は、在任は一人一度のことではなく、本光院のように再任される場合も屢々あったようである。

表(2) 景愛寺住持(寺宇焼失以前)

住持名	出自	年 月 日	異動の内容	典 拠
恵 照	足利義詮女	応永 七年十一月十日	在 住	宝鏡寺文書
真乗寺瑞室	崇光天皇皇女	同 二十四年十月二十五日 同 二十五年十月二十六日	入 室 退 室・隠居	看聞御記 看聞御記
慈雲院某		永享 七年 七月	在 住	看聞御記
宝鏡寺聖芳	広橋兼宣女	同 九年 七月十七日	入 寂	宝鏡寺事蹟
宝鏡寺理久	足利義満女	同 十一年 二月二十四日	退 室	建 内 記
真乗寺某	足利満詮女	嘉吉 元年 四月十二日	退 室	建 内 記
曇華院某	同 右	同 元年 四月十三日	再 任	建 内 記
芳照院某		同 元年 六月二日	前 住	看聞御記
宝慈院秀仁	後光厳天皇皇女	嘉吉 元年 七月十七日	前 住	建 内 記
宝鏡寺理永	足利義教女	寛正 二年十二月二十一日	入 室	蔭涼軒日録
陽寧院某		同 同 三年十月十三日	退 入 室	蔭涼軒日録
妙智院某		同 同 四年十月十五日	入 室	蔭涼軒日録
見性院某		同 同 五年 四月十九日	入 室	蔭涼軒日録
本光院某		同 同 六年五月二日 同 六年十一月二十八日	再 退 室 再 退 室	蔭涼軒日録 蔭涼軒日録
安禅寺観心	後花園天皇皇女	文明 九年 四月十五日	再 住	親長卿記
真乗寺某	同 右	同 十年 四月十九日	入 室	実隆公記
安禅寺心善	後土御門天皇皇女	明応 六年 六月	追 贈	実隆公記
宝鏡寺溪山	足利義政女	永正 元年 十一月一日	入 寂	宝鏡寺事蹟

右の三点について述べる前に、景愛寺住持職は誰がどのような方法で決定したかについて考えておこう。

それには二つの方法があったと思われる。その一つは室町將軍の決定によるもの、他の一つは關によって決めるものである。

『看聞御記』応永二十四(一四一七)年九月二十九日

抑真乗院御比丘尼故法皇景愛寺長老ニ請申云々、室町殿被ニ計申、再三雖被ニ故障強被ニ申、依ニ敕命ニ御入院治定云々、

『蔭涼軒日録』寛正二(一四六一)年八月九日

景愛寺新命書ニ立宝鏡寺慈徳院保安寺ニ同レ之、以ニ上首一有ニ御爪点ニ也、

『同書』寛正五(一四六四)年四月十四日

景愛寺雖レ云下以ニ慈照院ニ被ニ加ニ御点一、依ニ彼訴訟ニ被ニ免許一、

『同書』寛正六(一四六五)年五月二日

景愛寺再住本光院以ニ御爪点ニ自ニ鹿苑院ニ被ニ請申ニ也、尊命領掌之由披ニ露ニ、

以上が將軍の決定によった場合である。

關によった場合としては

『蔭涼軒日録』寛正三(一四六二)年十月二十三日

景愛寺再住圖之事、於陽寧院被取當之由白之、自宝鏡寺可被請申之由被仰出、即命于当院侍衣也、以伊勢備中守被披露之、景愛寺前住妙智院、大聖寺、休耕院、光聚院、興禪院、陽寧院、宝祐院、安禪寺、本光院、此衆被取圖、陽寧院當之、以旧例鹿苑侍衣、真總首座、以圖自上首、以次第二順二匝也、

『同書』寛正四（一四六三）年十月十五日

景愛寺再住可為圖之由被仰出、仍諸前住集被取圖、仍妙智院被取圖、以書立伺之、

等がある。

これから考えると、新任の決定は將軍の命により、圖で決定するのは景愛寺住持既経験者のうちから再任者を決める場合のようである。もっとも再任の場合は必ず圖で決めたのかというと、前出の本光院決定の際の記述もある。ただしこの場合は、はじめから爪点で決めたのか、又は圖で決めたあとで爪点という手続きをとったのか判然としない。或は再任予定者が辞退したために決めかねて爪点によったのかも知れず、孰れにしてもこの本光院の場合は特殊な場合だったと考えてよいのではないか。そのことは、この時の本光院の在任期間が半年であり、他の場合の在任期間と比較して極端に短いことから推測出来る。

では、どのような場合に再任が行われているのだろうか。例が少ないので断定は出来ないが、寛正四（一四六三）年の時は、新命の慈徳寺が辞退し、次の総持寺も「不例不可叶之由」（『蔭涼軒日録』）というこ

とで「本寺前住可被取閑之事」（『同書』）となり、寛正五（一四六四）年には、爪点によって定められた慈照院が住持になることを辞退したことから「故如以前於前住之中可被取圖之由被仰出也」（『同書』）というわけで、一度爪点で定められた者が、たとえば健康上の理由など、何らかの事情で就任を辞退した場合に、圖によって再任者を決めたと思われる。

このようにして入寺する者の人選が済んだ後、実際に入寺する行事のための費用の負担が又大変なことであった。

たとえば、崇光天皇皇女瑞室の入寺の時については『看聞御記』に次のように記述してある。

応永二十四（一四一七）年九月二十九日

依嚴命御入院治定云々、就其可申助成之由奉之間、雖不存等閑、計会之式難事行之由申、乍去便宜御用者不可有等閑之由申、

同年十月十七日

真乗寺殿来廿五日景愛寺へ可有御入院云々、御助成不事行之間、御茶五十袋献之、

この財政面の問題は、かなり深刻であったようで、『蔭涼軒日録』寛正五（一四六四）年六月二十七日条には次の記載がみられる。

景愛寺入院規式煩費、自今以後、以談評可被省略之由被仰出、仍命于院主方也、

しかし、それもあまり効果があがらなかったのか、文明十（一四七八）年、後花園天皇皇女真乗寺某の入寺に際して、御兄後土御門天皇は、その入寺の費用が闕亡し、且つ禁裏の御料所を武士が押領していることの御不満から、讓位の意を告げられ、甘露寺親長と將軍義政がこれを諫め奉ったことが『親長卿記』に見える。⁽¹⁵⁾

このように経済的負担が大きいとはいへ、なお景愛寺入寺は名譽なことであつたようで、『看聞御記』応永二十四（一四一七）年十月二十五日条に

今日真乗寺御比丘尼御所景愛寺へ御入院云々、室町殿如此被_レ計申_一之条、可_レ謂_二御果報者_一也、とある。

以上のように景愛寺住持職の交替の経過をみてみると、景愛寺住職は非常に高い地位のものであつたこと——それは、その決定が將軍によつて行われたことや、その位が追贈されていることによつてわかる——、そして景愛寺入寺は財政面で非常な負担を伴うものであつたことが知られる。

以上のように考えてくると、さきに保留した三つの問題点は自ら解明される。すなわち景愛寺住持職の地位が非常に高く、その地位に就くのは名譽なことであつたこと、及び景愛寺入寺が非常に大きな経済的負担を伴うものであつたことなどが、景愛寺住持職在任期間を短くし、頻りに住持の交替が行われた理由と思われる。

三 景愛寺系譜——寺宇焼失以後——

明応七（一四九四）年、景愛寺は焼失し、再興されなかったにもかかわらず、同寺の住持職は大聖・宝鏡兩寺によつて相承されていた。たとえば『大聖寺上申』によると

從來尼五山ノ甲利ニ付、目計ハ朝廷ニ於テ立置カセラレ、とあり、又『宝鏡寺事蹟』にもつぎのようにある。

雖_二寺趾廢絶_一、於_二景愛甲利之稱目如大所伝之法系_一永要_レ不_二泯絶_一、而為_二其法孫_一宝鏡大聖兩利之住持公主歴代奏_レ朝、自_二往昔_一相互拜_二任景愛住職之目_一、紫衣拝戴、故至于今_一景愛之稱目如大之法脈聯統矣也、

そもそも尼五山の他の四寺は、子院の曇華院によつて名跡を相続された通玄寺以外はすべて廃絶⁽¹⁶⁾し、尼五山制そのものも、それを制定した室町幕府の崩壊に伴つて衰亡してしまつた。又室町時代に皇女の入室が数代続いた安禪寺・真乗寺等も、その後絶えてしまつた。⁽¹⁷⁾それなのに、寺宇の存しない景愛寺の名跡が、朝廷の名において承けつがれ、延々明治時代にまで至るのである。その間、江戸時代になると尼寺入室の皇女が多くなり、創立は古いがそれまで皇女入室のなかつた中宮寺・法華寺等にも皇女の入室がみられるようになった。又、靈鑑寺・円照寺・林丘寺等、皇女によつて新しく開かれた尼寺もある。⁽¹⁸⁾しかし、景愛寺の名目

は、依然として尼寺中第一位の重きをなしていた。そして、景愛寺住職の徴である紫衣勅許は、他の尼寺に対しては行われることがなかった。

景愛寺を相続した大聖・宝鏡両寺にしても、後述するように、景愛寺住職拜命がなければ紫衣は勅許されなかった。例外として、曇華院に入室した後西天皇皇女聖安と、同じく曇華院に入室の中御門天皇皇女聖珊の場合があるが、聖安に関しては『統紹運録』宝永四(一七〇七)年十一月十五日条に「准景愛寺賜紫衣^{輪王寺宮殿願申}不可^不爲^{例云々}」とあり、聖珊に関しては『曇華院記録・延享三(一七四六)年極月廿四日御色衣勅許之記』に「今度御色衣勅許之御事、此御方より御願ひの御事にはあらせられず、思しめしよらざる御事也、日来御貞実にあらせられ候ゆへ、かくべつの思しめしにて御沙汰あらせられ候との趣なり、」とあって、両者とも特殊な場合であるといえよう。他の尼寺の住職は、紫衣はもちろん、青・黄・緋の色衣、白衣さえも色のうちという事で許されず、黒衣のみであった。比丘尼御所を黒御所と称するのはこのことによる。

このように、寺宇が存在しないにもかかわらず、尼寺の筆頭に景愛寺が位置づけられている理由は、これまでみてきた景愛寺の成立及びその展開過程を考えると、おのずから明らかになるであろう。しかし、右にも述べたように、景愛寺と同じく鎌倉時代から室町時代にかけて創建された尼寺が衰微廃絶していったにもかかわらず、景愛寺はその後も大聖・宝鏡両寺によって名跡が相承されていくので、次にその点について述べておかねばならない。

大聖寺は現在京都市上京区烏丸今出川にある。開祖は日野資名女宣子で、出家して玉巖悟心と号した。『大聖寺伝系録』によると、光厳天皇嬪西園寺実衡女某が、天皇崩御の後出家し、無相定円と号して居住していた御所に、実衡孫女の玉巖悟心が入って大聖寺を開いたとある。悟心はすなわち月庭無忍で景愛寺二世であることは前述した。悟心が在俗の折、岡松殿と称されていたので、山号を嶽松山という。

『大聖寺伝系録』により大聖寺の系譜をみると、二世は足利義持女慈敬、三世後円融天皇皇女理栄、以後第二十四世光格天皇皇女永潤まですべて皇女・王女によって相続されている。これは他の尼寺に例をみない。当然朝廷との関係も密接で、寺伝によると第十二世正親町天皇皇女永尊入室の際には、大聖寺をもって尼寺第一位たるべしとの綸旨を賜り、以後黒御所の触頭(ふれがしら)を勤めることになったという。⁽¹⁹⁾なお二十四世までの住職のうち、景愛寺住職を拜命したのは悟心以下十三名、他は早世のため拜命のことがなかった。

次に、宝鏡寺は現在京都市上京区寺ノ内通堀川東にある。開祖は前述したように光厳天皇皇女惠厳で、惠厳は落飾の後景愛寺の塔頭である宝慈院に居住していたが、転じて景愛寺に入り、後、景愛寺の子院である建福尼寺を改営して西山宝鏡寺と為した。景愛寺の子院・塔頭のうちでは最もよく本寺の名跡を承けつぎ、その系譜を『宝鏡寺事蹟』によってみると、第七世までは前章に述べたように、すべて景愛寺住持となっている。第八世広橋兼宣女聖芳以後第十九世鷹司信尚女理光までの十二世

大 聖 寺	宝 鏡 寺
後柏原天皇皇女 寛鎮 (明応九・四・十得度) 天文十九・九・廿六入寂 後陽成天皇皇女 文高 慶長七・九・十五拜命 寛永元 隠居 後陽成天皇皇女 永宗 寛永元・四・廿一拜命 正保三 隠居 後水尾天皇皇女 永亨 天和元・十二・廿九拜命 貞享三・閏三・五入寂 靈元天皇皇女 永秀 宝永四・十一・十四拜命 享保十・七・五入寂 靈元天皇皇女 永応 享保十・十二・廿四拜命 寛保二・九・廿一隠居 中御門天皇皇女 永皎 延享三・十二・廿四日拜命 文化五・閏六・十三入寂 光格天皇皇女 永潤 文政九・四・廿三拜命 十三・五・廿六入寂	後土御門天皇皇女 理秀 (文龜元・六・十四得度) 近衛尚通女 理春 天文二・三・十二拜命 天正四・三・三入寂 足利義輝女 耀山 元和四・十・四入寂 鷹司信尚女 理光 慶長十・六・七拜命 延宝八・二・十五入寂 後水尾天皇皇女 理昌 正保三・十一・廿七拜命 明暦二・正・八入寂 後水尾天皇皇女 理忠 天和元・十二・廿九拜命 元禄二・八・廿六入寂 後西天皇皇女 理豊 宝永四・十・十五拜命 享保十六・八・十四隠居 中御門天皇皇女 理秀 元文五・三・廿八拜命 明和元・十一・卅入寂 光格天皇皇女 理欽 天保十三・正・十五追贈 十薨去

表(3) 景愛寺住持 (寺宇焼失後)

は、足利・広橋・近衛・鷹司・万里小路各家の子女である。第二十世後水尾天皇皇女理昌より第二十四世光格天皇皇女理欽までの五世は、孰れも皇女である。以上のうち景愛寺住持に任ぜられたのは十二名である。このように、大聖・宝鏡両寺によって、寺宇焼失後の景愛寺の名跡が相承されていくのであるが、この両寺の住持に皇女の多いことは注目出来る。おそらく、そのことが景愛寺の名跡相承に関連すると思われるので、以下具体的にこれら両寺と景愛寺との関係を考えてみよう。上に掲げる表(3)は、大聖・宝鏡両寺住持のうち寺宇焼失後に景愛寺住持を任ぜられたものである。

表(3)によると、景愛寺住持は、(一)必ずしも一時期一人の在任ではなく、二人同時期に任命されている場合のあること、(二)その反面しばしば空席を生じていること、が指摘出来る。たとえば、慶長七(一六〇二)年に大聖寺文高が景愛寺住持拜命の後、続いて拜命した同寺永宗が正保三(一六四六)年に隠居するまでの間、宝鏡寺側も耀山・理光と続いて景愛寺住持を拜命しており、同時期に二人が在任していたことになる。その次を相続した宝鏡寺理昌の入寂後、大聖寺永亨・宝鏡寺理忠が天和元(一六八一)年の同じ日に拜命するまで約二十五年間、景愛寺は無任であったわけだが、永亨は既に寛文七(一六六七)年に得度を済ませ、理忠も明暦二(一六五六)年に得度して、両者とも景愛寺住持職を拜命出来る資格は整っていた。にもかかわらず勅許は遅く、理忠がそれを拜命した時は四十一才にもなっていた。その次の大聖寺永秀―貞享五(一

六八八) 年得度―・宝鏡寺理豊―天和三(一六八三) 年得度―が宝永四(一七〇七) 年に相前後して景愛寺住持職を任命されるまでの約十九年間も同住持職は空席となっている。前掲の「入寺ノ初度ニ勅旨景愛寺住職ニ補任紫衣降賜」も「為_ニ其法孫_ニ宝鏡大聖兩利之住持公主歴代奏_レ朝、自_ニ往昔_ニ相互拜_ニ任景愛住職之目_ニ」も既に崩れてしまったらしい。又、この表(3)を前章でみた表(2)に比べてみると、表(2)では景愛寺住職の在任期間が短かったのに対し、表(3)では在任期間が長いことも特色として指摘出来る。このような状態は、景愛寺住持職の拜命が、寺宇亡失という現実を背景として、観念的に景愛寺という尼寺の名跡を継承するに止まり、紫衣勅許と同じように、一種の資格ないし地位を表すようになり、形式化されてしまったことを示しているのではないだろうか。

江戸時代末期になると、尼寺そのものに入室する人が少なくなり、諸処に寺主無住の尼寺が多くなった。その点では大聖・宝鏡両寺も同様で、大聖寺は文化五(一八〇八)年の永皎入寂後から文政九(一八二六)年永潤の入寺拜命に至る十七年間、また尋いで永潤が在任四年にして文政十三(一八三〇)年入寂の後は、明治年間に入って華族出身の樋口慈綱が住持に任ぜられるまで、約四十年間無住であった。一方宝鏡寺は、明和元(一七六四)年理秀入寂後、文政八(一八二五)年葵子内親王の相統約定まで約六十年間無住、しかも葵子内親王は入寺のことなく薨去されている。景愛寺住持職も、両寺が無住の間、同じく空席であった。因に、葵子内親王は薨去後喪を秘して落飾、理欽となり、景愛寺住

持職拜命及び紫衣勅許のことがあったが、これなどは景愛寺住持職がいかに観念化した地位となっていたかを裏付ける好例である。

む す び

以上、景愛寺の沿革を系譜の面からたどってみたが、それによって明らかになったのは、景愛寺が、寺宇の存した時代において、既に一般の尼寺の範疇から超越していたことである。すなわち、景愛寺は、出家した寺主の庵という形ではなく、塔頭の院主が交替で本寺に入り法燈を守るといふ、本来の禅宗の寺院のあり方を踏襲した。室町時代に創建された尼五山のうち景愛寺を除く他の四山はかかる形式をとらず、景愛寺のみがこのような形態をとったのは、景愛寺がいち早く尼寺の象徴のような地位に高められていたからであろう。同寺が尼五山のうちもつとも成立の早いもので、成立期には関東申次である西園寺氏や朝廷の庇護を得、室町時代に入ると、日野氏の子女の相次ぐ入室にみられるように、朝廷及び足利氏の強力な支援を受けたことがその理由にあげられる。このようなことが、同寺を尼五山の筆頭に位置づけることになったのだらう。かくして、室町幕府崩壊後は、景愛寺の名跡をついだ大聖・宝鏡両寺の住持が景愛寺住持に任ぜられて、紫衣勅許を得ることにより、寺格を守り続けることになった。

景愛寺については、他にも考えるべき点が多いが、機会を得て再考し

たい。

註(1) 井之口有一他著『尼門跡の言語生活の調査研究』の「第一部 研究篇(是沢恭三執筆)」参照。以上の記述は右に負うところが大きい。

(2) 本稿は『大聖寺之記』(書陵部蔵)及び『嶽松山大聖尼寺通代伝系録』・『尼五山景愛寺伝系西山宝鏡寺通代系譜事蹟』(孰れも書陵部蔵『尼門跡書類』所収)によった。景愛寺の創建及び歴代に関しては『大聖寺伝系録』と『宝鏡寺事蹟』の記述はほぼ同じである。

(3) 『北条九代記』

(4) 『仏光禪師塔銘』(統群書類従)

(5) 『北条九代記』等により永仁元年平頼綱が誅されて安達氏の名誉が回復されたことがわかり、のち同四年に頭時が召還されたことが『尊卑分脈』にみえる。

(6) 尼五山とは、景愛寺・通玄寺・檀林寺・惠林寺・護念寺をいう。室町幕府が五山十刹を制定したのは興国三(一三四二)年で、それ以前に尼五山が制定されたとは考えられない。又、通玄寺は四辻宮尊雅王女智泉が天授六年開創したもの。護念寺は貞和二年能登守藤原利頭によって創建され、檀林寺は檀林皇后橘嘉智子の開創と伝える。惠林寺の成立期は不明であるが、以上の点より考えて、尼五山の制定は天授六年以後である。

(7) 『後法興院記』明応七年正月二十九日条「子刻西方有火事、景愛寺云々、」

(8) 『看聞御記』応永二十八年十二月二十九日条「今夜景愛寺方丈炎上、於仏殿者無為云々、」

(9) 大聖寺は永正四・永禄十三・延宝三・天明八年にそれぞれ罹災、宝鏡寺も天明八年の大火で類焼している。

(10) 書陵部蔵『諸寺院上申』所収。

(11) 『宝鏡寺文書』

中御門禪尼御寄進状兩付院宣

五辻以北大宮以西敷地、東西廿八丈、南北五丈六尺、任中御門禪尼寄進

状、御領知不可有相違之由、御気色所候也、仍執達如件、

観応元年十二月廿七日

景愛寺方丈

(四条隆盛)
花押

(12)(13)(14) 『尊卑分脈』

(15) 『親長卿記』文明十年三月十六日条参照。

(16) 惠林寺は『蔭涼軒日録』永享十一年四月十九日条に「惠林寺廃壊事披露之」と見える。

護念寺は、永享八年十月二十六日、火災により焼失したことが『蔭涼軒日録』・『看聞御記』の同日条にみえる。慶長年間再興されたが、以後尼寺ではなくなった。

檀林寺は、『山城名勝志』によると、天竜寺浄金剛院の建っている場所がその地であったとあるから、浄金剛院の建立以前に廃絶したのであろう。

(17) 安禅寺は、足利満詮女浄源院の創建より凡そ六人の入寺がみえる。正親町天皇皇子誠仁親王王女某が安禅寺に入室し、天正七年八月十五日同王女の入寂のことが『御湯殿上の日記』同日条にみえるが、以後、安禅寺に関しては、資料の所見がない。

真乗寺は、『御湯殿上の日記』長享二年二月十二日条に「真乗寺殿始て御参」とみえるが、以後資料の所見がない。後醍醐天皇皇女権子内親王の開創より、凡そ八名の入寺があったと思われる。

(18) 靈鑑寺は、後陽成天皇の後宮掌持持明院孝子の隠遁所に、後水尾天皇皇女宗澄が入って開祖となった。

円照寺は、後水尾天皇皇女文智の創建である。

林丘寺も、同じく後水尾天皇皇女元瑠が開祖である。

(19) 『大聖寺伝系録』大聖寺第十二世曠思院永尊宮の項に次のようにある。

(正親町天皇)
「当代父皇勅規、大聖寺者永可_レ為_ニ尼寺第一位_一之旨宸翰降賜、故爾来黒御所尼刹之触頭勤務、」